

久米島町飲食料品製造事業継続支援給付金実施要綱

(目的)

第1条 この告示は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた飲食料品製造事業者(以下「事業者」という。)へ事業継続の支援を図ることを目的に、予算の範囲内で給付金を交付することについて、久米島町補助金等交付規則(平成14年久米島町規則第40号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 この事業は新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年の国・県・町からの各種給付金等を含めた収入と令和1年の収入を比較して20%以上又は500千円以上減少した事業者に給付金を交付する。

(給付対象者)

第3条 給付金の対象となる者は、次の(1)～(3)の要件を満たしている者とする。

- (1) 久米島町内に住所を有する、飲食料品製造事業者であること。
- (2) 事業所設置後6箇月以上経過していること。
- (3) 久米島町暴力団排除条例(平成23年久米島町条例第17号)及び反社会行為を規制する法令に抵触していないこと。

(給付金の交付額)

第4条 給付金の交付額は、以下のとおりとする。

- (1) 前条に掲げる事業者で、令和1年の年間収入額10,000千円以上の事業者については600千円とする。
- (2) 前条に掲げる事業者で、令和1年の年間収入額10,000千円未満の事業者については300千円とする。
- (3) 令和1年の収入から令和3年の収入を差し引いた減収額が前号の支給額に満たない場合は、当該減収額を交付額とする。

(給付金の交付申請)

第5条 給付金の交付を受けようとする者(以下「申請書」という。)は、「久米島町飲食料品製造事業継続支援給付金交付申請書券請求書(別記様式)」に必要な書類を添付して町長に提出するものとする。

(給付金の交付)

第6条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、給付

金を交付すべきものと認めるときは、給付金の交付を決定し、申請者へ通知するとともに、交付決定した申請者に対し指定の口座に振り込み交付するものとする。

(給付金の返還)

第7条 給付金の交付が不正受給であることが判明した場合、町長は交付した給付金の全部又は一部の返還を命ずることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときには、この限りでない。

(給付金の経理)

第8条 申請者は、給付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付対象事業の完了の日の属する年度の終了後3年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

【様式ファイルあり】

別記様式(第5条関係)